

平成16年度

職業能力開発行政運営方針

商工労働部職業能力開発課

## 平成 16 年度職業能力開発行政運営方針

本県の雇用失業情勢は、有効求人倍率が全国の数値に比して高いものの、平成 14 年 3 月に 0.75 倍と過去最低を記録して以降低い状態が続いていた。しかし、平成 15 年 9 月頃から回復の兆しを見せ、平成 16 年 1 月には 1.08 倍まで回復している。

今後も、回復の状況が続くものと見込まれるが、不良債権処理加速による失業者の増加が懸念されることや、中国等への生産拠点シフトによる事業所数の減少等により、平成 16 年度の雇用失業情勢は依然予断を許さない状況にある。

こうした中、産業構造の変化や技術革新の進展、労働者の就業意識や就業形態の多様化に伴う労働移動の増加、職業能力のミスマッチの拡大等への労働者の適応性を増大させるとともに、離転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対する適切な職業能力開発を行う必要がある。

本年度は、次の事項を重点に、職業能力開発行政を推進する。

- ・ 離転職訓練については、職業能力開発施設内実施の訓練を、企業ニーズに対応した内容に改変し、就職に結びつく訓練を実施していく。また、緊急離転職訓練については、新たに若年者向けの訓練や農業分野の訓練等を設定し、離転職者の就業支援を強化する。
- ・ 国の障害者能力開発モデル事業に基づき、新たに知的障害者を対象とした職業訓練を実施し、障害者の就業支援を図る。また、障害者の態様に応じた委託訓練を社会福祉法人や NPO、民間教育訓練機関等に委託し、障害者の就職の促進を図る。
- ・ 産業技術短期大学校においては、県内産業界と連携を図りながら、技術革新や高度情報化に対応できる人材の育成を目指し、高度な技術・技能及び専門的知識を兼ね備えた実践技術者の育成を図る。
- ・ 都留・峡南高等技術専門校における学卒者訓練は時代のニーズに沿ったカリキュラムに改変するとともに、機器及び実習施設の整備を行い、訓練環境の充実に努める。
- ・ 在職者訓練は企業及び受講者のニーズにマッチした内容に改変し、一層の充実に図る。
- ・ 公共職業安定機関との連携を図る中で、就職促進のための相談、情報提供、無料職業紹介を機動的に実施していく。

以上を重点事項とし、労働者の自発性を重視した職業能力の開発・向上に資するため、次の方針に基づき 16 年度の職業能力開発行政の推進を図る。

## 第 1 公共職業訓練の推進

### 1 県立職業能力開発施設における職業訓練の実施

(1) 産業技術短期大学校において、広く県内の業界団体等と連携を図りながら、専門課程の訓練内容及び訓練設備の一層の充実を図るとともに、産業技術の進歩、情報化の進展に対応し、本県産業の高度化や新技術、新分野展開の役割を担う高度な技術・技能及び知識を併せ持った実践技術者を育成する。

(2) 高等技術専門校における普通課程及び短期課程（学卒者対象）の訓練においては、訓練内容及び訓練設備の一層の充実を図り、企業において即戦力となり得る人材を養成する。

短期課程（離転職者対象）についても、ニーズに対応した訓練内容に改変し、早期就職の促進を図る。

(3) 就業支援センターにおいては、就業促進・労働移動を円滑にするため、就職に結びつく離転職訓練を実施するとともに、求職から相談、訓練受講、就職に至るまでの一貫した支援システムを引き続き推進する。また、新たに実施する障害者の職業訓練の拠点施設として障害者訓練を実施する。

(4) 高等技術専門校及び就業支援センターで実施する緊急離転職訓練については、確実な再就職をより一層促進するため、さらなる充実・強化を図る。今年度の重点事項は次のとおりである。

ア 民間教育訓練機関や大学、事業主等への委託による訓練を充実する。

- ・ 若年者向け訓練コースを新たに2コース設定する。
- ・ 農業分野の職業訓練コースを設定し、就業支援を図る。
- ・ 大学委託訓練を山梨英和大学へも委託し4大学において実施する。
- ・ 独立して自営業に就く起業家を支援する訓練コース（調理科）を設ける。

イ 職業安定機関等と密接な連携をとりながら雇用情勢等を含めた時代のニーズを的確に捉え、労働力需給上のミスマッチ解消を図る。

(5) 国の障害者能力開発モデル事業に基づき、新たに知的障害者を対象とした職業訓練を就業支援センターで実施し、障害者の就業支援を図る。また、障害者の態様に応じた委託訓練を社会福祉法人や NPO、民間教育訓練機関等の委託先を活用し、都留高等技術専門校、就業支援センターにおいて実施する。

(6) 産業技術短期大学校、高等技術専門校及び就業支援センターにおける在職者訓練については、受講者等のニーズを的確に把握するとともに、訓練結果の分析・評価を行い、コース設定及び内容改善に努め、積極的な展開を図る。

産業技術短期大学校で実施する専門短期課程の在職者訓練については、企業等のニーズに基づき、2コース増やし、12コースの訓練を実施する。

(7) 第8次山梨県職業能力開発計画策定の基礎資料とするとともに、短期訓練や多様な分野における職業能力開発のニーズ把握の資料とするため、職業能力開発に関するニーズ調査を実施する。

(8) 職業訓練の受講歴や取得した資格等を記載したキャリアパスポート（職業能力開発手帳）を発行し、企業が若年者等を雇用する際の目安にしたり、求職者が目標をもって職業訓練に取り組めるようにするとともに、職業能力のミスマッチの

解消にも役立たせる。平成16年度は3,000部の発行を見込み、各施設及び本課において発行及び確認押印業務を行う。

- (9) 教育関係機関や職業安定機関等との連携を図るとともに、新聞、テレビ等の広報媒体を積極的に活用し、職業能力開発施策や施設の県民への一層の周知を図る。
- (10) 産業技術短期大学校及び高等技術専門校において、若年者の「ものづくりマインド」の育成と、あわせて各施設の紹介及び学科内容の周知を図るため、高校生等を対象とした「ものづくり体験講座」を実施する。
- (11) 高度化・多様化する訓練ニーズに対応した職業訓練を実施するため、職業訓練指導員の資質の向上を図るとともに、技術革新、情報化、社会経済情勢の急激な変化等に対応できるよう、引き続き指導員研修の受講を推進する。

また、研修効果の評価システムを確立し、より効果的な研修の実施を推進する。

## 2 独立行政法人雇用・能力開発機構立職業能力開発施設における職業訓練の実施

- (1) 普通職業訓練短期課程(アビリティコース)は、平成15年度においては、6ヶ月コース(ビジネスワーク科、テクニカルオペレーション科、住宅サービス科、金属加工科)、3ヶ月コース(溶接施工科、オフィスワーク営業科)、1ヶ月コース(情報リテラシー科)を実施した。平成16年度においては、6ヶ月コースを平成15年度と同様4科6コース延べ定員360名で実施する。そのうち年4回定員30名延べ定員120名を1ヶ月コースとの組み合わせ訓練として実施する。3ヶ月コースの溶接施工科は、年2回定員15名、オフィスワーク営業科は、年3回定員20名での実施計画としている。
- (2) 平成16年度は平成15年度と同様、専門短期課程の高度職業訓練(能力開発セミナー)を実施することとし、企業が実施する人材育成を効率的かつ効果的に支援を行うために生涯能力開発体系を提案し、その中で、人材育成ニーズに沿った、専門短期課程高度職業訓練に該当する在職者訓練を実施することとする。
- (3) 平成15年度は、総合経済対策等に基づき、各職業安定機関との連携のもと「地域ニーズの把握とそれに即した訓練コースの実施」「求職者に対する訓練コース情報の迅速・的確な提供」「訓練受講者の就職促進」を実施してきた。平成16年度においても、真に就職促進に資する訓練コースの設定を行い、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。特に、委託先事業主への就職が期待される「事業主団体等委託訓練」及び専門学校等への委託による集合・座学訓練と事業主への委託による個別・職場実習を組み合わせた、「組み合わせ訓練」を引き続き積極的に実施する。

また、日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)として、30歳未満の未就職卒業者、学校等を卒業し新規に就職したものの早期に離職する者及び長期にわたり不安定な就労状態を続ける若年者(いわゆるフリーター)を対象とした「若年者訓練」を引き続き実施する。

一方、「IT化に係る多様な職業能力開発の推進」の具体的施策として、IT学習支援事業を引き続き積極的に実施する。

- (4) 若年求職者の職業意識を啓発するとともに効果的な職業訓練を受講することにより早期の安定就労への移行を促進することを目的として平成16年度において

も「若年者プレ訓練」を継続的に実施する。

- (5) 平成16年度については、能力開発支援アドバイザーの配置を一部見直し、ハローワーク甲府及び富士吉田に常駐の能力開発支援アドバイザーを配置することにより、求職者に対する能力開発に関する情報提供とキャリア・コンサルティングを実施し、キャリア形成の支援を実施する。

また、他のハローワークでは、巡回型の能力開発支援アドバイザーによる業務展開とする。

## 第2 民間における職業能力開発の促進

### 1 職業能力開発推進体制の確立に対する援助

- (1) 企業において、その雇用する労働者に対し段階的、体系的な職業能力開発が計画的に実施されるようにするため、雇用・能力開発機構山梨センター等と連携し、事業内職業能力開発計画の策定を促進する。
- (2) 企業内における職業能力開発の中核的な役割を担う職業能力開発推進者の選任を促進するとともに、その資質の向上と活動を強化するため、県職業能力開発協会等と連携し、「職業能力開発推進者講習」「職業能力開発推進者経験交流プラザ」の内容の充実を図る。
- (3) 労働者に対するキャリア・コンサルティング、事業主に対する労働者のキャリア形成支援に関する専門的な相談・援助、情報提供等を行うため、雇用・能力開発機構山梨センターのキャリア形成支援コーナー、県職業能力開発協会のキャリア形成推進員等と連携し、労働者のキャリア形成を支援する。

### 2 認定職業訓練の実施促進

- (1) 事業主等が行う認定職業訓練を支援するとともに、カリキュラムや実施体制の見直しを促進し、認定職業訓練の充実を図る。
- (2) 認定職業訓練の普及・振興を図るため、制度のPRを進めながら新規認定校の開拓に努める。
- (3) 認定職業訓練の円滑な運営を図るため、事務指導及び指導監査を行う。

### 3 企業における教育訓練の促進及び助成制度の普及拡大

企業における教育訓練を促進するため、説明会等を開催し、各種給付金制度の周知並びに普及・拡大を図る。

また、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上に係る取り組みを効果的に進めるため、キャリア形成促進助成金等の活用の促進を図る。

### 4 「地場産業振興人材育成支援事業」の周知と活用促進

技術力・管理力の向上を図るため、親企業との連携や各企業の自主努力により人材育成に取り組んでいる地場中小企業に対し、(財)やまなし産業支援機構等の関係機関と連携を密にする中で、「地場産業振興人材育成支援事業」の周知並びに活用を積極的に促進する。

### 5 中小企業人材開発センターの効果的運営

- (1) 中小企業人材開発センター(地域職業訓練センター)については、県内企業で働く労働者の能力開発や事業主等が行う職業能力開発の取り組みを促進する中核

施設として、機能強化を図る。

- (2) 企業訪問、マスコミを通じてのPR、業界団体を通じての啓発等あらゆる広報手段を通じて、施設の一層の利用の促進を図る。
- (3) 県内の中小企業の高度情報化を支援するため、中小企業情報化推進訓練を実施する。

#### 6 情報提供の充実

- (1) 民間教育訓練の振興を図るため、「やまなし労働」や関係諸団体が発行する機関誌・広報誌を活用して、教育訓練に関する情報を積極的に提供する。
- (2) 雇用・能力開発機構及び中小企業人材開発センターにおいては、インターネットを積極的に活用し、「能力開発情報システム」(ADDS)等を利用した職業能力開発に関する情報提供を行う。
- (3) 企業等に在職する者の職業訓練の受講を促進するため、県職業能力開発協会との共同により「能力開発セミナー」を発行し、短期間の講座についての広報に努める。

### 第3 職業能力評価制度の整備拡充と技能尊重気運の醸成

#### 1 職業能力評価制度の推進

- (1) 県職業能力開発協会との連携により、技能検定制度の一層の普及を図るとともに、若年技能労働者や技能者を目指している生徒等を対象とした3級技能検定の受検を促進する。
- (2) ホワイトカラーの職業能力開発の成果の適正な評価を推進するため、ビジネス・キャリア制度の周知を図るとともに、企業における処遇改善への活用等を促進する。

#### 2 技能士重用制度の推進

技能士の地位向上を図るため、市町村等と連携する中で、地方公共団体が行う営繕工事において、優れた技能士を活用することにより施工精度と品質を確保することを目的とした「一級技能士現場常駐制度」の導入の促進に努める。

#### 3 人材育成推進への支援

高度熟練技能の維持・継承・発展を図るため、「高度技能活用雇用安定計画」に基づき、関係者や関係団体等が実施する技能労働者の人材育成事業に対し、積極的に支援する。

##### (1) 技能者の育成

技能者の各種ニーズに対応するため、専門家や高度熟練技能者等による最先端の技術・技能に関するセミナー等を開催するとともに、技能検定や各種試験・講習及び公的機関や民間が行う研修等に関する情報提供を強化する。

##### (2) 技能者の地位向上

県職業能力開発協会と連携し、技能検定等の公的資格の普及啓発に努め、技能者の職業能力の適正な評価とそれに見合った賃金などの処遇や人事考課の改善を事業主等に働きかけるとともに、職業能力評価推進給付金の活用を促進する。

##### (3) 高度熟練技能の維持・継承・発展

製造業における優秀な高度熟練技能者を認定し、高度熟練技能の維持・継承及びこれらの活用が図られることを容易にする「高度熟練技能基盤強化支援事業」による情報提供等を行うとともに、高度熟練技能継承のための支援体制の充実など、効果的な方策を検討する。

#### 4 技能尊重気運の醸成

優れた技能を持った人々の社会的地位が向上し、若年者がものづくりに興味を持ち、技能者をめざすような「技能が尊重される社会の形成」を推進するため、次のことに取り組む。

- (1) 若年者のいわゆる「ものづくり離れ」が懸念される中、次世代を担う技能人材の確保を図るため、初等・中等教育の段階からものづくり体験の機会を与えるなど、産業界や学校等教育機関、関係団体と緊密な連携を図り、若者に対するものづくり技能に関する意識の啓発に努める。
- (2) 技能者が持つ技能の向上と技能者の地位の向上、技能の振興を図ることを目的に開催される「技能五輪全国大会」及び「技能グランプリ」への参加を積極的に推進する。
- (3) 広く社会一般に技能尊重の機運を浸透させ、もって技能者の社会的、経済的地位及び技能水準の向上を図るため、「卓越した技能者の表彰」など、人格、技能ともに優れ、他の模範となる者を表彰する各種顕彰制度を拡充する。
- (4) 県技能アドバイザーを活用し、技能に関する正しい知識の提供と適切な助言等を行う技能相談事業の拡充や「技能まつり」の開催などを通じて、技能振興に関する広範な普及に努める。

### 第4 障害者の雇用・就業の促進による社会的自立への支援

#### 1 雇用の促進

障害をもつ人の就職を進めるためには、就職前の職業準備訓練から就職後の職場適応まで一貫した支援が必要なため、関係機関や事業主等と密接な連携のもと、職場適応訓練の実施や各種助成・支援制度の周知、障害者雇用優良事業所等を表彰し、障害者の雇用の安定・拡大を図る。

また、平成15年4月に開設された障害者就業・生活支援センターについて、運営主体となる社会福祉法人に対し必要な指導を行い、センターの円滑な運営と適正な業務執行に努めることにより、障害者の雇用の促進を図る。

#### 2 職業能力開発の推進

国の障害者能力開発モデル事業に基づき、新たに知的障害者を対象とした職業訓練を就業支援センターで実施し、障害者の就業支援を図る。また、障害者の態様に応じた委託訓練を社会福祉法人やNPO、民間教育訓練機関等の委託先を活用し、都留高等技術専門校、就業支援センターにおいて実施する。（再掲）

#### 3 技能の振興

県障害者技能競技大会の開催、全国障害者技能競技大会への参加、障害者職業訓練校に入校する障害者に奨励金を支給することにより、障害者の職業能力の開発を促進し、技能の振興を図る。

## 第5 「人づくり」を通じた国際化への対応

### 1 外国人研修・技能実習制度等の促進

- (1) 開発途上国の経済発展に寄与するため、技能実習制度の適正かつ円滑な実施を促進する。
- (2) 県職業能力開発協会と連携し、県内企業で受け入れている研修生及び技能実習生の研修・実習成果の評価制度として実施する技能検定については通年実施し、より実践的で高度な技術・技能または知識の修得をめざす実習生を支援する。

### 2 海外進出企業対策の実施

企業活動の国際化の進展に対応した職業能力開発を支援するため、海外進出企業の職業訓練指導者の養成等に関する情報提供・相談援助を実施する。